

第1章 益城町について

1-1 益城町の成り立ち

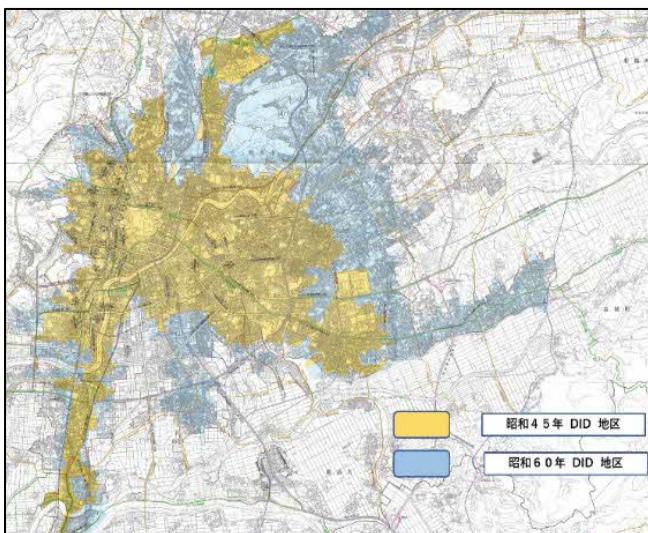
益城町は熊本都市圏の東部に位置し、政令市である熊本市に隣接し、古くから木山地区（旧木山町）を中心とし農業を基幹産業として栄えた地域で、戦後になり町村合併促進法に基づき、昭和29年4月に5町村（木山町、広安村、飯野村、福田村、津森村）が合併して生まれた町です。

その後、全国で農村から都市への人口集中による都市問題が顕著化する中で、益城町でも熊本市に隣接し主要地方道の県道熊本高森線が町の中心部を通っているという地の利もあり、県道熊本高森線を開発軸に、住宅市街地として市街地が拡大し、昭和44年以降の30年間（～平成11年（1999年））で約3倍となっています。DID地区の拡大も顕著で、昭和45年（1970年）頃から昭和60年（1985年）にかけて熊本市東部から益城町の中心部である木山地区まで一気に広がり、これが現在の市街化区域の基本となっています。

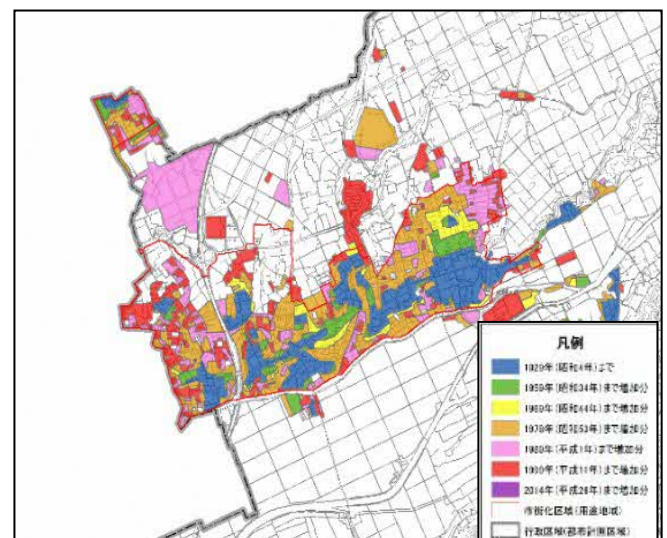
熊本市を中心とする5市6町1村
（熊本都市圏）



この市街地の拡大は、県道熊本高森線の南側は並行して県管理河川の秋津川と木山川が流れていることと、北側は町の主要産業である農業用地が広がっていたことから、開発は熊本市北端から県道熊本高森線沿線に集中したにじみだしの開発で、これといった深刻な虫食いの開発は見られませんでした。市街地が拡大するスピードがあまりに早く、道路等の都市計画が追いつかず、適切な都市計画という観点からは程遠い状況でした。



DID 地区の拡大経過



市街地の拡大経過

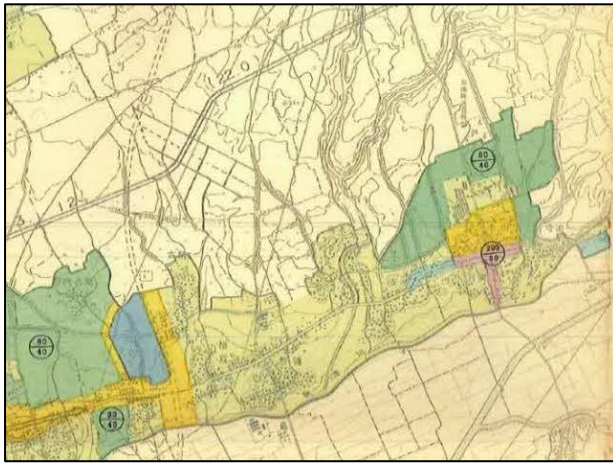
第1章 益城町について

計画的な道路網という観点からは、都市計画街路が、市街化区域の北の部分から市街化調整区域にかけて通る広崎木山線1本という状況で、この街路も土地区画整理で行われた一部区間を除いて施工されていません（この都市計画街路は益城中央線（県道熊本高森線）の都市計画決定と同時に廃止しています）。

このため、市街化区域内の道路状況は、幅員10m以上の道路が県道熊本高森線と市街化区域東側の縁辺部にある国道443号のみと言ってよく、更に、県道熊本高森線は交通量に見合う道路幅員ではないという状況です。このようなことから、市街化区域内の道路はそのほとんどが幅員10m以下でそのうち幅員4m以下の道路や袋小路の道路も大変多く存在しています。

土地区画整理事業といった面的整備も木山地区の一部の辻の城地区で行われたのみです。

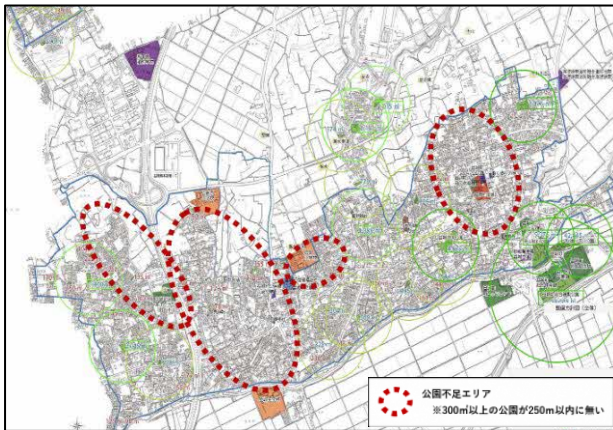
また、公園整備についても、市街化区域内にはほとんどなく、適正と言われる人口一人当たりの公園面積の5.0㎡を大きく下回る0.74㎡となっています。



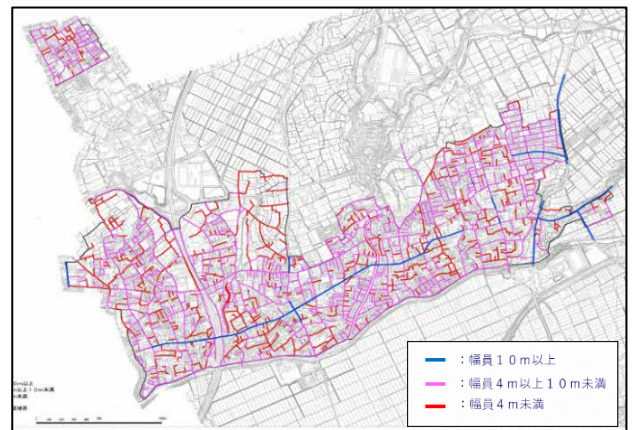
昭和48年都市計画総括図



平成22年都市計画総括図



市街地公園状況図



市街地道路状況図

第1章 益城町について

■都市公園の整備状況

都市公園の整備状況 (平成27年(2015年)度末)			町全域		市街化区域		市街化調整区域	
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市公園	住区基幹公園	街区公園	64	6.35	39	1.81	25	4.54
		近隣公園	0	0	0	0	0	0
		地区公園	1	4.28	0	0	1	4.28
	都市基幹公園	総合公園	1	9.87	0	0	1	9.87
		運動公園	0	0	0	0	0	0
	広域公園		0	0	0	0	0	0
	都市緑地		3	6.07	0	0	3	6.07
都市公園 合計			68	26.57	39	1.81	29	24.76

■1人当たりの公園面積(m²/人)

	人口 (人)	都市公園面積 (m ²)	1人当たりの公園面積 (m ² /人)
市街化区域	24,370	18,100	0.74

これらのことから、公共用地率^{※2}は、19.0%と、同じ熊本都市計画区域の周辺自治体と比較して低い値（合志市：34.0%、嘉島町：28.0%）となっています。

	市街地 ^{※1} 面積 (ha)	市街地内人口 (千人)	市街地内人口密度 (人/ha)	公共用地率 ^{※2} (%)	統計年次
益城町	466	24.3	52.1	19.0%	H27
合志市	659	36.8	55.8	34.0%	H27
嘉島町	187	4.6	24.6	28.0%	H27

※1：市街地とは、市街化区域または用途地域のこと指す

※2：公共用地率とは、都市計画基礎調査における「公共施設用地、道路用地、交通施設用地、公共空地、その他公的施設用地」の合計値の市街地面積に対する割合のこととする。

出典：都市計画基本調査、各都市の都市マス等

1-2 人口密度

このような町の成り立ちと都市計画の状況から、市街化区域の人口密度（平成27年国勢調査）は、52.3人/haとなっています。

市街化区域内人口 (人)	市街化区域面積 (ha)	市街化区域人口密度 (人/ha)
24,370	466.0	52.3

第1章 益城町について

1-3 平成28年(2016年)発生の熊本地震により明らかになった都市構造上の問題点

平成28年(2016年)に発生した熊本地震により、益城町では、急激に都市化が進展した市街化区域を中心に大きな被害が発生しました。

益城町の幹線道路である県道熊本高森線においても、倒壊した家屋が狭小な道路をふさぎ交通が遮断され、また地区内道路においても至る所で道路がふさがれ、避難行動、災害救助活動や支援活動などに大変大きな支障が生じました。

この狭小な幅員の道路が多いと言う状況は、火災時に延焼防止帯としての効果が期待される幅員12m以上の道路がほとんど存在しないという状況でもあります。

熊本地震では、地震発生が前震、本震とも、一般的な家庭での夕食時を過ぎた夜間と夜中であったことから、幸い、大きな火災は発生しませんでした。益城町の都市構造は、大規模な火災の延焼防止に対しても脆弱な構造であると言えます。

また、熊本地震の震度7は夜間に発生し、住民の一時的避難は、人口密集地では唯一の大きな空地である役場駐車場に集中したことから、混乱が生じ、避難された方々に大変なご不安とご迷惑をお掛けしました。これは、有事の際に必要な、一時(いつか)避難所が住民の身近な場所になかったからです。

このように、益城町において内在していた都市構造上の問題点が平成28年(2016年)の熊本地震で明らかになり、機能的な都市活動と健康で文化的な都市生活という観点から、熊本地震前の都市問題が解消されていない市街化区域の都市構造は適切でないと考えています。



家屋の倒壊と県道熊本高森線の状況



家屋の倒壊と地区内道路の状況



家屋の倒壊と地区内道路の状況



役場駐車場の状況
(前震発生時の夜間の写真)



役場駐車場の状況
(前震発生時の夜間の写真)

熊本地震による益城町の住家被害状況(棟数ベース)

単位:(上段)棟、(下段)%

町内の住家総数	被害判定別内訳				無被害
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
10,742	3,026	791	2,442	4,325	158
	28.2	7.4	22.7	40.3	1.4

※ り災証明交付件数を棟数に補正した数字

第1章 益城町について

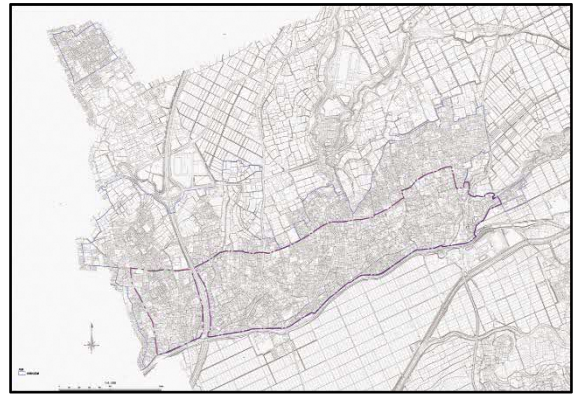
1-4 熊本地震からの復興について

益城町の都市の成り立ちと熊本地震で明らかになった都市構造上の問題点をそのままにして単なる復旧を行っては、脆弱な都市構造の中に人口が再び集積することになり、再度災害が発生した場合に、同じような問題が発生します。

このため、益城町では、激甚な被害をもたらした熊本地震から復興し将来にわたる適切なまちづくりを行うためには、まずは、これらの熊本地震により明らかになった都市構造上の弱点を克服する必要があり、被災した市街化区域の中心地域に、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域を都市計画決定し、これを軸として、熊本地震からの復興を図ることとしました。

現在実施している主な復興内容は以下となります。

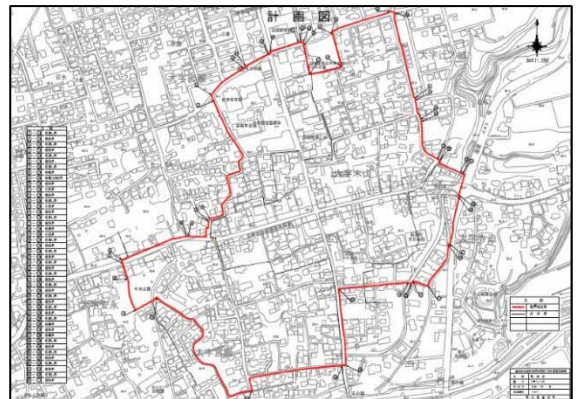
- 都市計画街路益城中央線（主要地方道熊本高森線）4車線化
- 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（以下、「復興区画整理」という。）の実施
- 都市計画街路東西線、南北線、第二南北線、横町線の都市計画決定と整備
- 都市計画道路惣領木山線（町道グランメッセ木山線等）の都市計画決定
- 都市計画道路木山宮園線（町道横町線）の都市計画決定と整備
- 避難地（一時（いつとき）避難所）及び、避難路の整備
- 排水ポンプによる秋津川右岸の内水被害の軽減
- 復興事業の実施により移転を余儀なくされる方の移転地など（災害復興ゾーン）の設定



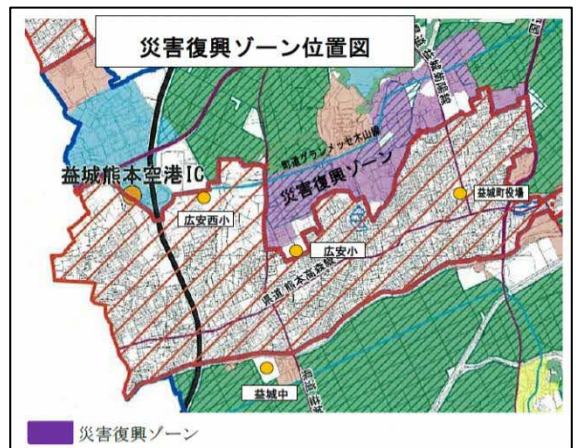
益城町被災市街地復興推進地域



都市計画街路益城中央線4車線化位置図



復興区画整理 事業区域図



災害復興ゾーン位置図